

令和5年度（8月） 第5回浜北区協議会 次第

日時：令和5年8月24日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

令和5年度浜北区地域力向上事業（助成事業）の提案について（1件）

【資料1】※当日配布

3 報 告

(1) 浜北区役所各課の令和5年度主要事業等について **【資料2】※当日配布**

ア 区振興課

イ まちづくり推進課

ウ 区民生活課

4 その他

(1) 令和5年度浜北区地域力向上事業（助成事業）の提案の取り下げについて

【資料3】※当日配布

(2) その他

地域課題等について（会長提案）

(3) 次回開催日程について

5 閉 会

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和5年度浜北区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>【趣旨】 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"><p>地域力向上事業実施要綱 （実施予定事業の決定） 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p></div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>令和5年度の地域力向上事業・助成事業は、令和5年1月19日～令和5年1月31日の期間に一次募集を実施し、今回は、4月より受付を開催した二次募集の提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案 1件 採択 1件 ※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	区振興課	担当者	金原 由直	電話	053-585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和5年度地域力向上事業（助成事業）二次募集 提案内容

No.	提案事業名			
	月の宴を飾るコンサート			
	提案者		提案回数	
	浜北万葉食研究会「月草の会」		初回（補助上限50%）	
	実施時期	概算事業費	補助上限額	補助金額
	令和5年9月30日（土）	237,500円	118,000円	50,000円
	予算内容			
	歳入		歳出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市補助金 50,000円 ・チヨタ遠越文化振興基金 100,000円 ・食事代 87,500円 		<ul style="list-style-type: none"> ・報償費（謝礼報酬等） 50,000円 ・需用費（消耗品購入等） 112,500円 ・委託料（音響等委託） 75,000円 	
	事業目的			
究極の健康食と言われる「万葉食」の提供と、万葉風土研究家による講話や同公園内でコンサートを開催することで、例年10月に開催される市主催の「浜北万葉まつり」のPRと参加者に万葉文化に親しんでもらうことを目的とする。				
事業内容				
万葉の森公園内の万葉亭において、万葉食を提供し、万葉集を研究している講師より万葉集にまつわる講話を実施する。食後には、月の下でフルーツとクラリネットのコンサートを開催し、更に、当該コンサート中に手作りの行灯を飾り、イベントを盛り上げる。				
1	事業効果			
<ul style="list-style-type: none"> ・万葉食の提供と講話実施による万葉文化の醸成 ・当該イベント実施による「浜北万葉まつり」のPR 				
区審査結果				
独自性	浜北区らしさ	効果・公益性	財政支援の必要性	費用対効果
4.00	4.50	3.33	3.33	4.00
合計	結果	※合計点15点以上採択		
19.16	採択	※効果・公益性は平均点3点以上		
審査意見（抜粋）				
<ul style="list-style-type: none"> ・万葉の森公園における万葉ゆかりの事業として、区の特長・資源を活かしたものと評価します。 ・通常の営業時間外の開催なので、行灯の火の管理も含めて、会場管理者と十分連携して実施してください。 ・地元の食材を活用した食事の提供や地元の人材と連携した事業運営など地域力向上事業の趣旨に合った事業内容であることに加え、万葉まつりの誘客にもつながるイベントとなっており、浜北の「強み」を活かした事業として高く評価できる。 ・イベントと併せて万葉まつりのPRも積極的にお願したい。 				
担当課				
まちづくり推進課				

区振興課

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること（東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (10) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (11) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (12) 文書の管理に関すること。
- (13) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (14) 住居表示に係る事務に関すること。
- (15) 統計の実施に関すること。
- (16) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (17) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (18) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (19) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区に関すること（浜北区役所に限る。）。
- (20) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (21) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (22) 不用品の処分に関すること。
- (23) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (24) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (25) 区における市民協働に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (26) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (27) 区における総合行政の推進に関すること。
- (28) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (29) 地縁による団体の認可に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (30) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (31) 区内のコミュニティの推進に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (32) 区協議会に関すること。
- (33) 区振興課に置かれる第2種協働センター（第2種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。）に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (34) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (35) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。
- (36) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (37) 区役所の予算及び決算の総括に関すること。
- (38) 区役所内の総合調整に関すること。
- (39) 他の課に属しないこと。

まちづくり推進課

- (1) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (2) 区内のはたちの集いに関すること。
- (3) 文化事業等の企画及び実施に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 文化団体等との連絡調整に関すること。
- (6) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関すること。

- (7) 小・中学校スポーツ施設の利用に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松市スポーツ協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関すること。
- (9) まちづくり推進課に置かれる第2種協働センターに関すること。
- (10) 狂犬病予防に係る事務に関すること。
- (11) 動物の愛護及び管理に係る事務に関すること。
- (12) 地域における環境施策に係る事務に関すること。
- (13) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関すること。
- (14) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の初期対応に関すること（北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (15) ごみ減量施策の実施に関すること。
- (16) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関すること。
- (17) 連絡ごみの収集に係る相談等に関すること。
- (18) 不法投棄物に係る対応に関すること。
- (19) 環境美化活動に関すること。
- (20) 死犬猫等の処理に関すること。
- (21) 浄化槽に係る事務に関すること。
- (22) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関すること。
- (23) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の受付並びに初期調査に関すること（北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (24) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (25) 臨時運行許可に関すること。
- (26) 雇用の促進に係る相談等に関すること（浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (27) 区内の商工業関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (28) 浜北地域活動・研修センターに関すること（浜北区役所に限る。）。
- (29) 区における観光宣伝に関すること。
- (30) 観光施設等の維持管理に関すること。
- (31) 都市計画に係る地図の販売に関すること。
- (32) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (33) 公共交通事業に関すること。
- (34) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (35) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (36) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (37) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。
- (38) 都市公園等に係る連絡調整に関すること。
- (39) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。

区民生活課

- (1) 税の申告書及び届出書等の受付に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (3) 市税及び個人県民税に係る証明に関すること。
- (4) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (5) 市税及び国民健康保険料の収納等に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (6) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関すること。
- (7) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関すること。
- (8) 旅券の申請、交付等に係る事務に関すること。
- (9) 広域行政窓口サービスに関すること。
- (10) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関すること（中、西、北及び浜北区役所に限る。）。
- (11) 市民サービスセンターに関すること（中、南、北、浜北及び天竜区役所に限り、他の所管に係るものを除く。）。
- (12) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関すること。
- (13) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関すること。
- (14) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関すること。
- (15) 行政相談委員との連絡調整に関すること。

令和5年度主要事業等について

浜北区・区振興課

1 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域力向上事業
- (2) 区協議会運営事業
- (3) 区管理運営事業
- (4) 自治会振興事業
- (5) 基幹統計調査事業（国勢調査）

2 課題・懸念事項

(1) 浜名区への円滑な移行について

[経緯]

- ・令和5年市議会2月定例会において、区再編に関する条例案が議決

[今後の取組]

- ・浜名区への円滑な移行への準備
- ・中区と共同で事務フロー等の整備の着手
- ・区役所外壁施設名称変更工事や庁舎サイン改修工事の実施等

(2) 豪雨災害等における対応について

[経緯]

- ・近年の地球温暖化に伴う台風等による大雨や集中豪雨の頻発

[今後の取組]

- ・災害時情報伝達の広報などの更なる周知や速やかな情報提供の実施
⇒防災ほっとメールや市公式LINEの利用者増加に向けた啓発活動
- ・区内避難所の定期的な防災倉庫の点検の実施
- ・危機管理課と連携した災害時の速やかな避難所の開設や円滑な運営等

(3) 市民協働の取り組みについて

[経緯]

- ・区再編に伴う区協議会の再構築（代表会や地域協議会の設置）
- ・コロナ禍で減少した地域活動の再開支援

[今後の取組]

- ・代表会、地域分科会の立ち上げ及び円滑な運営に向けた調整
- ・代表会委員の選出
- ・地域力向上事業に係る助成事業の活用の更なる周知
- ・地域力向上事業実施要綱の一部改正による少額助成制度の周知

令和5年度主要事業等について

浜北区・まちづくり推進課

1 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) イベント開催事業（遠州はまきた飛竜まつり、浜北万葉まつり、地域力向上事業（区民活動・文化振興事業））
- (2) 浜北文化センター大規模改修工事
- (3) 指定管理施設を含む所管施設の老朽化や自然災害に伴う修繕・復旧工事

2 課題・懸念事項

(1) イベント開催事業

〔経緯〕

新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、グリーンフェスタ（4月29日開催）、遠州はまきた飛竜まつり（5月27日、28日開催）を4年ぶりに開催した。

地域力向上事業（区民活動・文化振興事業）市民文化祭については5月21日、22日の両日に開催。（昨年度から感染対策を徹底し開催）

〔今後の取組〕

本年度開催予定の浜北万葉まつり（10月22日開催）、浜北産業祭（11月18日、19日開催）、浜北植木まつりについては、計画どおりの開催に向けて準備をすすめる。

No.	イベント名	開催日
1	はまきたグリーンフェスタ	4月29日（祝・土）
2	浜北区市民文化祭	5月20日（土）、21日（日）
3	遠州はまきた飛竜まつり	5月27日（土）、28日（日）
4	浜北万葉まつりプレイベント 浜北万葉まつり	10月20日（金） 10月22日（日）
5	浜北産業祭	11月18日（土）・19日（日）
6	浜北植木まつり	3月開催予定

- 主なイベントは、市からの負担金と協賛金をもとに開催
- 各イベントは実行委員会組織により準備、協議、運営を行っている。
- 市からの業務委託として実施する事業あり
- 物価上昇に加えイベント開催時の安全対策等を要因に、開催に係る経費が上昇している。
- 更なる賑わいの創出に向け、実施内容等については、引き続き実行委員会や関係者と協議を行っていく。

(2) 浜北文化センター大規模改修工事

[経緯]

浜北文化センターは、開館から 40 年以上が経過していることから、「浜松市施設等総合管理計画」及び「浜松市公共施設建築物長寿命化指針」に基づき、令和 6 年 4 月から令和 7 年 6 月（予定）の間、施設を全面休館して大規模改修工事を実施する。

大規模改修工事の課題として、工事期間中、貸館業務が中止となることにより、施設利用者の活動を制限することになるため、代替施設として、なゆた浜北（なゆたホール）、協働センターを代替えとして利用していただくなど、各活動団体に周知を図る。

[今後の取組]

大規模改修工事のスケジュール

年度	内 容
3	文化センター劣化診断調査
4	文化センター大規模改修工事 実施設計
5	文化センター大規模改修工事入札及び契約（債務負担行為） 契約・準備期間、仮設倉庫建築
6	文化センター大規模改修工事施工工事（休館期間：R6. 4～R7. 6）
7	文化センターリニューアルオープン（7月）

主な改修内容

主要工事の内容	
UD 化対応	トイレ全面改修（洋式化、自動水栓等）13 人乗りエレベーター新設、大ホール入口改修、大会議室スポットライト増設等
大・小ホール	天井落下防止措置工事、舞台照明更新工事、座席クロス張替工事、雨漏り対策解消工事、壁面タイル剥落防止工事等
エントランス	陶壁面補修工事、防火シャッター改修工事等
大会議室	照明 LED 化工事、スクリーン更新工事、床・壁シート張替工事等
屋上・外壁	防水工事、外壁塗装工事、太陽光発電設備設置工事等

➤令和 6 年度が工事期間にあたることから、工事期間中のみの指定期間で指定管理者を選定する。（指定管理期間：R6. 4. 1～R7. 3. 31）

(3) 指定管理施設を含む所管施設の老朽化や自然災害に伴う修繕・復旧工事

[経緯]

当該が所管する施設は、施設、設備の老朽化が進み修繕を必要とする箇所が多い。施設利用者の安全性、利便性を第一に考慮し、優先順位を決めて修繕工事を実施している。

昨年 9 月 22 日発生 of 台風 15 号や令和 5 年 6 月 2 日豪雨により、屋外のグラウンド等は雨水の浸水等により大きな被害を受けた。災害復旧においては、庁内所管課、関係機関との調整が必要となる。

[今後の取組]

➤利用者の安全性や利便性を確保しつつ、緊急性や必要性の観点から優先順位を決め修繕をすすめていく。

➤直近1年以内で屋外施設については豪雨災害により二度の被害を受けた。今後大規模災害が予想されるなか、被害後の復旧をどのような対策でどう進めるかが課題である。

【所管する施設】

施設名	所在地	施設概要等
浜名協働センター ほか3箇所	浜北区小松 2789 ほか	会議室、和室、集会室、料理室、実習室 ほか
浜名協働センター付設体育館	浜北区小松 467-5	競技場
浜北地域活動・研修センター	浜北区於呂 2829-1	講堂、料理室、実習室、パソコン室 ほか
浜北総合体育館	浜北区平口 5042-133	メインアリーナ、サブアリーナ、軽体操室、トレーニングルーム ほか
浜北温水プール	浜北区平口 5042-125	25m×4 コース、流水プール、子供用プール ほか
浜北平口サッカー場	浜北区平口 3071-1	サッカー場、スポーツ広場、管理棟
明神池運動公園	浜北区宮口 391-5	野球場、庭球場、エントランス広場
梶池緑地	浜北区宮口 4666-1	多目的広場
御馬ヶ池緑地	浜北区於呂 3723-1	テニスコート、多目的広場
天竜川大平運動公園	浜北区中瀬地先	テニスコート、ゲートボール場、多目的広場
天竜川運動公園	浜北区中瀬・永島地先 (天竜川河川敷)	野球場コート4面、サッカーコート2面、ソフトボールコート9面ほか
サンライフ浜北	浜北区竜南 27	会議室、和室、研修室、トレーニング室、ほか
浜北武道館	浜北区竜南 26	柔道場、剣道場、弓道場
高菌ゲートボール場	浜北区高菌 221	ゲートボール場8面
浜北体育館	浜北区西美菌 29	競技場、軽スポーツ室兼会議室
浜北温泉施設 あらたまの湯	浜北区四大地 9-921	露天風呂2、内湯6、水風呂2、貸切風呂1、サウナ2 ほか
浜北文化センター (本館・北館)	浜北区貴布祢 291-1	大・小ホール、練習室、大会議室、多目的室、創作工房、料理室、和室 ほか
なゆた・浜北	浜北区貴布祢 3000	ホール、練習室
市民ミュージアム浜北	浜北区貴布祢 291-1	企画展示室、特別展示室、体験コーナーほか
万葉の森公園	浜北区平口 5051-1	万葉資料館、万葉亭、伎倍の工房 ほか

令和5年度重点事業・課題等について

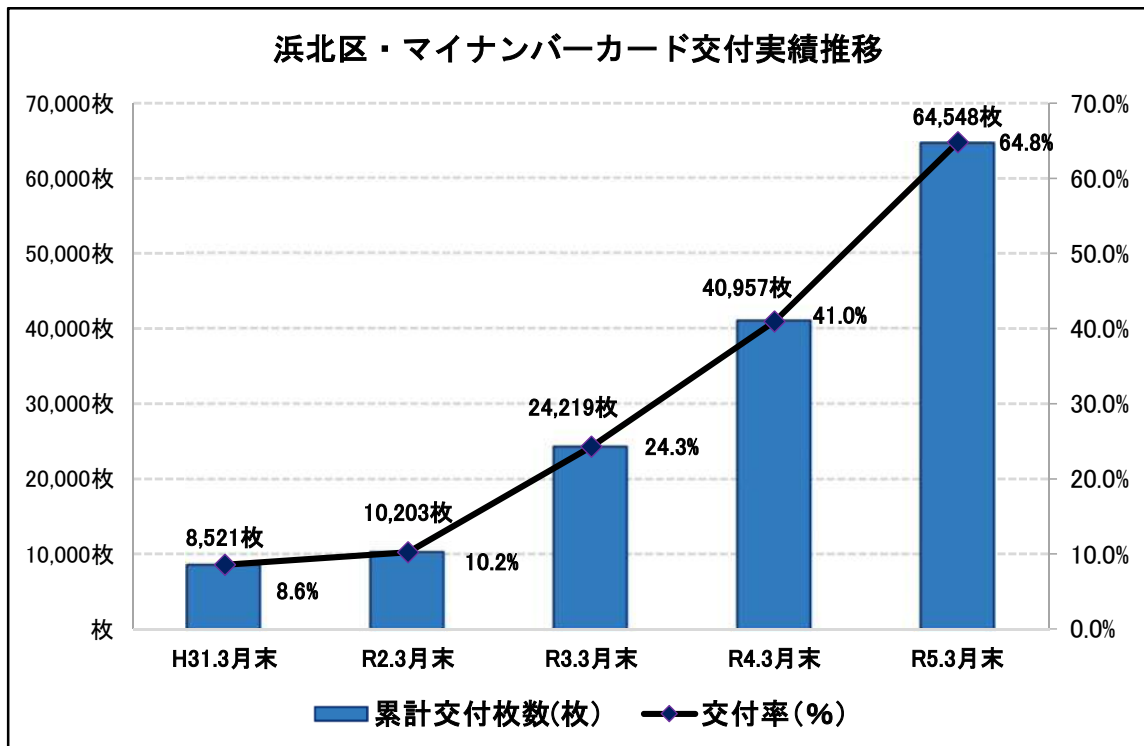
浜北区・区民生活課

1 重点事業（主要事業、継続事業）

(1) マイナンバーカードの申請・交付に関する業務

国のマイナポイント第2弾（参考資料①を参照）や区役所及び民間商業施設等での申請サポートの実施により、昨年度来申請・交付者が大幅に増加している。

【2022（令和4）年度浜北区交付枚数 23,591枚】



(2) 戸籍届及び住民異動等受付・審査業務

戸籍届及び住民異動届、印鑑登録等の受付・審査等業務及び人口統計業務
区民生活課及び協働センター（籠玉・中瀬）で受付

2022（令和4）年度の主な届出件数

（単位：件）

区分		令和4年度 A	令和3年度 B	増減 (A-B)
戸籍届	出生	888	962	△ 74
	死亡	1,146	1,039	107
	婚姻	800	868	△ 68
	離婚	203	198	5
住民異動届等	住民異動届出関係	10,128	9,376	752
	印鑑登録関係	2,887	3,571	△ 684

2 課題・懸念事項

【課題】

- ・戸籍や住民異動の届出においては、来庁者が手続きごとに届出書を記入する必要があるため、窓口対応に時間がかかり、来庁者の待ち時間も増加している。
- ・マイナンバーカードの普及促進が図られる一方で、証明書のコンビニ交付率は低い状況が続いている。【2022(R4)年度本市の証明書コンビニ交付率 21.6%】



デジタル技術の活用により、市民サービスの向上と窓口業務の効率化を図る。

【本年度の具体的な取組】

- ・2023（令和5）年2月末に証明書発行業務に導入した「書かない窓口」について、届出業務にも運用開始（7月21日）
- ・マイナンバーカードによりコンビニ交付と同じ画面操作で証明書発行ができる「らくらく窓口証明書交付サービス」を導入。（10月）

（参考：らくらく窓口証明書交付サービス利用方法 徳島市 HP より）



マイナポイント支援窓口について



最大 20,000 円相当のポイントが受け取れるマイナポイントについて、下記の場所で支援窓口を設置しております。なお、マイナポイントが受け取れるのは、令和 5 年 2 月末（オンライン申請は 3 月 1 日）までにカードの申請を行った人です。

マイナポイントの申込期限は9月末です。 9 月末よりも早く申し込みを締め切る決済サービスもありますので、ご注意ください。

【8月】

場所	時間	休止日
遠鉄百貨店 イ・コ・イスクエア	10:00~18:00	土・日・祝日 8月22日(火) 8月23日(水)
イオンモール 浜松市野店 イオンモール 浜松志都呂店	10:00~18:00	土・日・祝日
二俣協働センター	9:00~17:00	

【9月】

場所	時間	休止日
遠鉄百貨店 イ・コ・イスクエア イオンモール 浜松市野店 イオンモール 浜松志都呂店 プレ葉ウォーク浜北	10:00~18:00	なし
みをつくし文化センター	9:00~17:00 ※9/25は 9:30 から	9月23日(土) 9月24日(日)

※上記の施設ではマイナポイントについての問い合わせ対応できません。下記のコールセンターにお問い合わせください。

【事前に準備いただくもの】

- ・申し込みをする決済サービスの ID やセキュリティコードがわかるもの
(ポイントカード、決済サービスアプリのダウンロード・アカウント設定等、事前にご用意ください)
- ・公金受取口座に登録する金融機関の情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号)
※公金受取口座の登録を希望しない場合は不要です
※お子様の公金受取口座に登録する場合はお子様名義の口座をご用意ください
- ・マイナンバーカードの利用者用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
※暗証番号がわからない、ロックがかかっている場合は下記の注意事項参照

【注意事項】

- ・マイナポイントの申し込みができるのは本人または法定代理人、成年後見人(保佐人、補助人除く)のみです。
- ・暗証番号がわからない場合や、3回誤入力をしてロックがかかってしまった場合には、再設定が必要となります。再設定は以下の場所で行っております。

各区役所 区民生活課
市民サービスセンター(北部、高丘葵、駅前、可美、新都田)、
協働センター(積志、舞阪、春野、佐久間、水窪、龍山)



最新の情報はマイナポイント事業ホームページでご確認ください。 で検索

問い合わせ先
(浜松市マイナポイントコールセンター)

電話:050-5211-6098
時間:8:30~17:15
8月は平日のみ
9月は土日祝含め営業



浜松市
デジタル・スマートシティ推進課

令和5年度地域力向上事業（助成事業）の提案取り下げについて

1 概要

令和5年度第2回浜北区区協議会にて意見徴収した、地域力向上事業（助成事業）の提案1件について、事業採択通知後に提案者より事業提案の取り下げの申し出があり、本協議会で報告をするものです。

2 内容

(1)提案者

浜北商工会青年部

(2)事業名

浜北商工会青年部 60周年ドラゴンフェスティバル×第2回プレ葉カップ

(3)概算事業費

2,119,928円(2回目提案、補助上限40%)

(4)補助申請額

847,000円

3 取り下げ理由

- 事業費の大半を占めるキックバイクレースについて、参加人数に関わらず発生する費用負担(委託料)が大きい。
- 概算事業費の収入に占めるキックバイクレースの参加費(参加者数)確保の見通しが立たない。
- キックバイクレースの参加者数を確保できない場合、同青年部が費用を負担することが困難と判断。

以上のことから、提案者より事業提案の取り下げがあったものです。

避難行動要支援者制度とは

東日本大震災では、障がいのある方や65歳以上の高齢者が多数犠牲になりました。この教訓を踏まえ、災害時に自力で避難することが困難な障がい者や高齢者などの避難行動要支援者（以下、「要支援者」という）のための実効性のある避難支援体制の構築が求められています。

本市では、災害に備えて地域全体で要支援者を支援する取り組みを推進するため、要支援者のうち、自身の情報を避難支援者に提供することについて同意した方を「同意者名簿」として一覧にし、避難支援者となる自治会等に提供しています。自身の情報を避難支援者に提供することについて同意し、避難支援を希望される人は、『「災害時避難行動要支援者名簿」登録申請書兼同意書』をご提出ください。



避難行動要支援者



※自力では避難することができず、地域の避難支援が必要な方



同意者名簿への登録に同意された皆様へ

『4つの注意事項』と『4つのお願い』



『4つの注意事項』

- ① 個人情報、災害時の避難支援活動のほか、防災訓練など日頃の防災活動にも活用します。
- ② 状況等を確認するために自治会や民生委員など地域の支援者がお宅を訪問することがあります。
- ③ 災害時の避難支援が必ず保証されるものではありません。
- ④ 施設への入所や家族との同居が始まることにより、避難支援がなくなったり場合や転居など名簿情報に変更が生じた場合には、『「浜松市災害時避難行動要支援者名簿」登録内容変更・抹消届出書』を必ず提出してください。



『4つのお願い』

- ① 災害時に実効性のある避難支援を地域で行うためには、日ごろから地域との顔の見える関係づくりをしておくことが大切です。地域の活動へは積極的に参加するよう心掛けましょう。
- ② 基本的に、避難支援者は避難行動を支援する専門職ではなく、地域の住民です。災害時に、いきなり避難支援を実施することは非常に難しいため、事前の準備として、地域で行われる防災訓練などには可能な限り参加しましょう。参加が難しいようであれば、防災訓練を実施している自治会や 自主防災隊に相談してみましょう。
- ③ 自治会など地域の支援者から訪問を受けた場合には、車いすを押してほしいなど、避難に必要な支援をお伝えしましょう。
- ④ 災害発生時には誰が被災して動けなくなるか分かりません。避難支援者の方が被災して支援に来られなくなることもあります。このような状況の中で生き残るために、家具の固定や非常食等の備蓄、避難経路の確認など、自分にできる備えを日頃から確認しておきましょう。